

名護市保育士等緊急確保事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育人材の確保及び定着を目的として、市内に所在する保育施設等に就職した保育士、保育教諭その他の職員に対し、予算の範囲内において、名護市保育士等緊急確保事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、名護市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 認可保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定により公示がされた施設を除く。）をいう。
- (2) 認定こども園 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 地域型保育事業所 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業を行う施設をいう。
- (4) 保育施設等 認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業所をいう。
- (5) 保育士等 保育施設等に勤務する保育士、保育教諭、看護師、准看護師、保健師及び養護教諭並びに認定こども園に勤務する幼稚園教諭をいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の対象となる者（以下、「交付対象者」という。）は、市内に所在する保育施設等（公立の保育施設等は除く。）に就職した保育士等のうち、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 令和5年4月1日以降に勤務を開始した者
 - (2) 勤務時間（休憩時間を除く。）が月80時間以上である者
 - (3) 勤務開始日から起算して過去1年以内に沖縄県内の保育施設等、幼稚園又は放課後児童健全育成事業（児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。）において保育士等として従事していなかった者
 - (4) 勤務開始日の属する年度の4月1日時点において、65歳未満である者
 - (5) 保育施設等を設置する法人との直接雇用契約に基づく就業を半年以上行っている者
 - (6) 継続して現在雇用されている保育施設等で勤務する意思のある者
- 2 前項の規定にかかわらず、当該補助金の支給を受けた後に、退職又は、他の保育施設等に転職している者は、当該補助金の交付対象としない。ただし、同一法人内において、勤務する保育施設等が変更になった場合を除く。

(助成金額)

第4条 勤務開始日から12か月経過する日（以下「勤務開始12カ月経過日」という。）までの勤務期間のうち、前条に規定する要件を満たした月（以下「要件該当月」という。）が6カ月目となる月（以下「交付対象月」という。）の属する年度における助成金額は、150,000円とする。

- 2 前項に規定する助成金を受領した者のうち、勤務開始12カ月経過日からさらに12カ月経過する日までの勤務期間のうち、交付対象月の属する年度の助成金の金額は、次の表のとおりとする。

勤務形態	助成金額
パートタイム勤務	75,000円
フルタイム勤務（要件該当月に欠勤等がある。）	
フルタイム勤務（要件該当月に欠勤等がない。）	150,000円

（交付申請）

第5条 前条の規定により、助成金の交付を受けようとする交付対象者は、名護市保育士緊急確保事業助成金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 雇用証明書（様式第2号）
- (2) 宣誓書兼同意書（様式第3号）
- (3) 第3条に規定する要件を勤務開始日から6カ月以上満たしていることが確認できる勤務状況に係る書類
- (4) 資格証等の写し
- (5) 名護市緊急確保事業助成金勤務休止報告書（様式第4号。産休、育休又は病休等（以下「休暇」という。）がある者に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

- 3 第1項に規定する助成金の申請は、初回は勤務開始日から起算して半年経過した日から半年以内に1回、2回目は勤務開始日から起算して1年半経過した日から半年以内に1回申請できるものとする。

（交付決定等）

第6条 前条第1項の申請書が提出された場合は、当該申請に係る書類等及び必要に応じて行う現地調査等により審査し、支給の可否を決定したときは、支給決定又は不支給決定を行い、その旨を名護市保育士等緊急確保事業助成金交付（不交付）決定兼確定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第7条 前条の規定により、助成金の交付が決定した者は、名護市保育士等緊急確保事業助成金請求書（様式第6号）により、助成金の交付を請求することができる。

（決定の取消又は返還）

第8条 市長は、第6条による交付決定後又は助成金の交付後に、当該決定又は交付を受けた者が虚偽その他不正の手段により交付決定又は交付を受けていた場合は、規則第16条及び第17条の規定によりその全部又は一部の決定を取り消し、及び助成金の返還を命ずるものとする。

（休暇の期間の算定）

第9条 第4条第1項又は第2項及び第5条第3項に定める期間内に休暇がある場合は、休暇の期間を算定から除くものとする。

- 2 前項の休暇の期間において、月途中で休暇の場合もしくは、月途中で休暇から復帰する場合は、当該月を要件該当月に含めないものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和2年1月1日から令和5年3月31日までに市内保育施設等での勤務を開始したもののうち、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前までに改正前の名護市保育士等緊急確保事業実施要綱第4条第1項に規定する助成金の受領を受けた時点において勤務していた保育施設に施行日以後も勤務しているものは、改正後の名護市保育施設等緊急確保事業実施要綱第3条第1項第1号の規定にかかわらず、交付対象者とみなす。

附 則（令和7年4月1日告示第50号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

名護市保育士等緊急確保事業助成金交付申請書

申請年月日	年 月 日
申請者氏名	⑨
申請者住所	〒 —
申請者 生年月日	年 月 日（ 歳）
勤務施設	
連絡先	- -

下記のとおり、名護市保育士等緊急確保事業助成金の交付を受けたいので、名護市保育士等緊急確保事業実施要綱第 5 条の規定により申請します。

記

1 助成金の申請区分及び申請額（該当する区分にチェック）

	採用区分	申請額	条件
☐	採用 1 年目	150,000 円	
☐	採用 2 年目	75,000 円	パートタイム勤務
☐	採用 2 年目	75,000 円	フルタイム勤務（要件該当月に欠勤等がある）
☐	採用 2 年目	150,000 円	フルタイム勤務（要件該当月に欠勤等がない）

2 添付資料

- (1) 雇用証明書
- (2) 宣誓書
- (3) 第 3 条に規定する要件を勤務開始日から 6 月以上満たしていることが確認できる勤務状況に係る書類
- (4) 資格証等の写し
- (5) 名護市緊急確保事業助成金勤務休止報告書（産休、育休又は病休等がある者に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

雇用証明書

施設名	
施設所在地	
代表者名	⑩

下記の者は、次のとおり在職していることを証明します。

記

① 氏 名	
② 職 種	保育士 ・ 保育教諭 ・ 看護師 ・ 准看護師 保健師 ・ 養護教諭 ・ 幼稚園教諭
③ 採用年月日	年 月 日
④ 雇用形態	フルタイム勤務 ・ パートタイム勤務 ----- 月に 日勤務
⑤ 就 労 時 間	1 日当たりの勤務時間（休憩時間を除く労働契約上の時間） ----- 時間 分
⑥ その他特記事項	

誓約書兼同意書

名護市保育士等緊急確保事業助成金の交付申請に当たり、次の事項について誓約又は同意します。

- 1 交付申請の審査に当たり、名護市が審査に必要な情報を公簿等により取得することに同意します。
- 2 現在勤務する保育施設等の勤務開始日から起算して過去1年間は、沖縄県内の保育施設等又は学童で勤務していなかったことを誓います。
- 3 継続して現在雇用されている保育施設等（同じ法人が別で運営する別の保育施設等を含む）で勤務する意思があることを誓います。
- 4 虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けていたとして名護市から助成金の返還を求められた場合は、交付を受けた助成金を返還することに同意します。
- 5 税法上の確定申告等、必要な行動を行うことを同意します。
- 6 助成金に係る税金等の調査のために、国や地方自治体等から報告を依頼された場合、もしくは報告の必要があると判断した場合については、助成金の交付に係る情報を提供することに同意します。

年 月 日

氏 名：

⑥

名護市保育士等緊急確保事業助成金勤務休止報告書

施設名	
施設所在地	
代表者名	⑩

下記の者は、次のとおり休暇をしていたことを証明します。

記

① 氏 名			
② 採用年月日	年 月 日		
③ 申請区分	一年目 ・ 二年目		
③ 休暇状況		年 月 日～	年 月 日
		年 月 日～	年 月 日
		年 月 日～	年 月 日
		年 月 日～	年 月 日
		年 月 日～	年 月 日
	理由：		

※休暇状況欄の空白欄には、適宜「産休」、「育休」、「病休」、その他の場合は理由を記載すること。
※1年目及び2年目の両方で休暇を取得した場合は、2年目の申請の際に1年目の休暇状況も記載すること。

様式第5号（第6条関係）

名護市指令 第 号

住所

氏名

名護市保育士等緊急確保事業助成金交付（不交付）決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった名護市保育士等緊急確保事業助成金については、下記のとおり交付することと決定したので、名護市保育士等緊急確保事業実施要綱第6条の規定により通知します。

年 月 日

名護市長

記

1 決定の区分 交付 ・ 不交付

2 交付決定額 円

3 不交付の場合の理由

名護市保育士等緊急確保事業助成金請求書

名護市長 殿

住所

氏名 ㊟

名護市保育士等緊急確保事業助成金について、名護市保育士等緊急確保事業実施要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求金額		円
------	--	---

振 込 口 座	振込先 金融機関	銀行・農協・信用金庫 支店・本店	預金種目	普通 ・ 当座
	口座 名義人	(フリガナ)	口座番号	